

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：上仰木棚田振興協議会

- 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）  
仰木の棚田（上仰木地区）
- 2 指定棚田地域振興活動の目標
  - (1) 棚田等の保全
    - ・担い手の確保  
(上仰木・辻ヶ下第二集落)
      - 令和6年度までに、現状1人の認定農業者が担い手として存在しているところを、新たに1人確保し2人の認定農業者とし、さらに、新たに集落営農組織を立ち上げることで、継続的な営農を図り棚田を保全する体制を強化する。
    - (上仰木・辻ヶ下第三集落)
      - 令和6年度までに、上仰木地区の棚田の保全に中心的に取り組む人数を現状の23人から28人に増加させる。
    - ・生産性・付加価値の向上  
(上仰木・辻ヶ下第二集落)
      - 令和6年度までに、地区の農地集積率を8%から17%に増加させる。
    - (上仰木・辻ヶ下第三集落)
      - 令和6年度までに、上仰木地区の棚田で農業用ドローンを1台導入し、実施可能な5haの耕作地で生育状況の管理を行いながら、適時適切な施肥と防除を実施する。
  - (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
    - ・自然環境の保全・活用  
(上仰木・辻ヶ下第二集落)
      - 令和6年度までに、近隣の児童の農作業体験学習を年1回開催、30人の参加を確保し、仰木の歴史とともに農作業の今昔について伝える。
    - (上仰木・辻ヶ下第三集落)
      - 上仰木地区の棚田で小学校・高校等の学生の農作業体験学習を、現状の年間延べ4回開催、延べ40人の参加であるものを、令和6年度までに年間延べ7回開催し、延べ110人の参加を確保する。
    - ・農産物の供給の促進  
(上仰木・辻ヶ下第二集落)
      - 令和6年度までに、地区内の0.8haの棚田において、滋賀県推奨米である「みずかがみ」の栽培に取り組む。
    - (上仰木・辻ヶ下第三集落)
      - 令和6年度までに、上仰木棚田米のブランド価値を高め、現状6,500円/袋(30kg)で農家が売り渡している棚田米を10,000円/袋(30kg)に向上させ、生産者の所得向上を図る。

- ・良好な景観の形成・伝統文化の継承

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 令和6年度までに、地域の景観づくりを進め、ビューポイントを2ヵ所選定するとともに、仰木村棚田の歴史文化を伝える企画を年1回開催し、20人の参加を確保する。

### (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 令和6年度までに、10区画の棚田オーナー制度に新規に取り組む。

(上仰木・辻ヶ下第三集落)

- 令和6年度までに、成安造形大学のフィールドワークと連携した活動を年平均3回実施する。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 令和6年度までに、棚田散策ルートを作成し、散策ルート内の空き家1棟を休憩所として再活用する。

- ・棚田米等を活用した6次産業化の推進

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 令和6年度までに、地区内の棚田米を使った麴を活用した味噌を年間40kg製造し、販売する。

## 3 計画期間

変更認定の月 ~ 令和7年3月

## 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

### (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

#### ① 棚田等の保全

- ・担い手の確保

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 棚田保全に繋がる担い手として、集落営農を開始し、継続的な担い手の確保を図る。

(上仰木・辻ヶ下第三集落)

- 棚田保全活動を中心的な立場で活躍するメンバーを増員し、上仰木地区の棚田における担い手の確保を図る。

- ・生産性・付加価値の向上

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 担い手に耕作を引き受けてほしい農家の農地を集積し、生産性の向上を図る。

(上仰木・辻ヶ下第三集落)

- 農業用ドローンを導入し、棚田地域における耕作の省力化を進める。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・ 自然環境の保全・活用

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 学校教育での農作業体験学習を受け入れ、豊かな自然環境、食育や生き物、地域の歴史など多面的な教育の機会に貢献する。

(上仰木・辻ヶ下第三集落)

- 学校教育での農作業体験学習を受け入れ、豊かな自然環境を活用し、食育や生き物など多面的な教育の機会に貢献する。

・ 農産物の供給の促進

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 滋賀県の推奨米である「みずかがみ」の耕作に着手し、環境配慮型の農業に着手する。

(上仰木・辻ヶ下第三集落)

- 圃場毎に精米し、米に付加価値を付け、上仰木地区の棚田米のブランド化を図るとともに、頒布会の開始など棚田米の販路を拡大する。

・ 良好な景観の形成・伝統文化の継承

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 景観植物（しばざくら等）の栽培など地形を活用した景観づくりを進め、棚田見学のコースや神社仏閣見学等の散策コースを作成するとともに、仰木の祭りや地蔵崇拝など、棚田を含めた仰木村の歴史・文化を伝える企画を実施する。

③ 棚田を核とした上仰木地域の振興

・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 棚田オーナー制度に取り組み、都市農村交流を通じた交流人口の増加を図る。

(上仰木・辻ヶ下第三集落)

- 成安造形大学との連携を強化し、学生の学びの一環として米袋作りやポップ作成、棚田米の販路拡大戦略を共同で考案するなどの活動を通じ、関係人口の増加を図る。

・ 棚田を観光資源とした地域振興

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 棚田見学のコースや神社仏閣見学等の散策コースを作成するとともに、空き家等を休憩所として整備し、地域資源として再活用する。

・ 棚田米を活用した6次産業化の推進

(上仰木・辻ヶ下第二集落)

- 耕作した棚田米を活用し味噌を製造するため、女性を中心に人材育成や加工所の整備に取り組み、棚田米の付加価値の向上をはかり、インターネットの活用や、直売所などでの販売を始める。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

上仰木棚田振興協議会は地域住民、農業者団体、農業者、学校関係者、滋賀県、大津市で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。